

長建協発第115号
平成28年6月27日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

建設業法等の一部を改正する法律等の施行に伴う
諸規定等の改正について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成26年6月4日付けで公布された建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）のうち、許可に係る業種区分の見直しに関する改正規定は、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第83号）等とともに、本年6月1日より施行されております。また、建設業許可申請書等における法人番号記入欄の新設に係る改正については、本年11月1日から施行される予定となっております。

今般の建設業法及び上記の関係法令の改正規定の施行に当たっては、「建設業許可事務ガイドラインについて」の一部改正について（平成28年5月17日付け国土建第101号）、「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」の一部改正について（平成28年5月17日付け国土建第104号）及び「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」の一部改正について（平成28年5月17日付け国土建第106号）により通知されたところでありますが、この度、これに加えて、同改正に係る留意事項が別添②「記」以下のとおり定められました。

つきましては、標記について、別添のとおり全建を通じ国土交通省土地・建設産業局建設業建設課長より周知依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。